



# 週刊 税のしるべ

第3692号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

## 主な記事

- ベビーシッター利用時の税制検討 2面
- 債務免除益を巡る地裁判決 2面
- 医療費のお知らせで一斉送付終了 3面
- 「国保逃れ」の是正に向け通知 3面

## 4月から新連載スタート

ご愛読いただきました「所得税基本講座 必要経費を考える」「源泉所得税の不思議」「令和8年度税制改正大綱を読む」は今号をもって終了します。「続・傍流の正論」「裁決事例集」は継続します。4月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。 編集部

### インボイス制度の再確認

税理士 森田 修

令和8年度税制改正では、インボイス制度に関して、経過措置が改正の対象になっています。そして、同制度は導入されてから2年半が経過しています。そこで、同制度について、改めて注意すべき点を丁寧に解説していきます。

### 小説 税務調査と真実

井東 圭

税務調査で、人は何を語るのか。調査官が知り得た事々は——真実、事実、それとも…。抵抗されながらも調査官が追い求めるものは。すごまれ疎まれても、彼らを鼓舞し怯ませぬものは、いったい何なのか。税務調査には、ときに人生が横たわっているのである。

### 100年ぶりの抜本改正

### 新しい公益信託制度と税制

(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通(税理士)

新たな公益信託法が4月1日から施行されます。公益信託は、公益法人と同様に民間が主体となって公益的活動を行う仕組みで、公益法人のような機関が不要であること等から潜在的需要があるとされます。そこで新しい公益信託の制度を確認し、その活用等を考えます。

# 諸外国の制度が参考に

## 給付付き税額控除の制度設計

政府は超党派の社会保障国民会議(3面に関連記事)を設置し、給付付き税額控除の導入や、その導入までのつなぎとして検討する食料品の時限的な消費税率ゼロを含めた社会保障と税の

## 米国には確定申告を前提とした措置

### 英国のユニバーサル・クレジットは全額給付

同会議で示された諸外国の給付措置等は表のとおり。

米国、英国、フランス、カナダの制度が掲載されている。このうち、網掛け部分が税制に關連する給付措置等であり、その中でも白抜き部分が、確定申告を前提に税額控除と給付を組み合わせた制度となる。この二つを中

心に説明を加えると、まず米国の勤労所得税額控除は25歳以上65歳未満の勤労者または子どもを養育する勤労者が対象、同じく米国の児童税額控除は子どもを養育する勤労者(対象(勤労要件等はなし)。公的扶助制度の提供と就労・勤労意欲の向上を目的として)に、就労・勤労意欲の向上を目的として、税額控除し、控除しきれない額を給付していた

除しきれない額を給付する仕組みとなっている。次に英国のユニバーサル・クレジットは18歳以上66歳未満の者が対象(勤労要件等はなし)。公的扶助制度の提供と就労・勤労意欲の向上を目的として、税額控除し、控除しきれない額を給付していた

が、現在は全額が給付となっている。フランスの活動手当は18歳以上の勤労者が対象。低所得者の生活水準の向上と就労・勤

諸外国の中低所得者を対象とした主な社会保障制度と税制に關連する給付措置等

	米国	英国	フランス	カナダ
生活扶助等	補充的栄養支援プログラム	ユニバーサル・クレジット	積極的連帯所得手当	
児童手当等	児童税額控除 貧困家庭一時扶助(児童手当)	児童手当	家族手当	カナダ 児童給付
勤労手当等	勤労所得税額控除		活動手当	勤労者手当
住宅手当等			住宅手当	

※網掛け部分が、税制に關連する給付措置等であり、そのうち、白抜き部分が、確定申告を前提に税額控除と給付を組み合わせた制度。

※上記はあくまで主な制度を挙げたものであり、例えば、米国やカナダにおいては、州レベルでも様々な制度が存在する。

読みたい記事がすぐに見つかる

## 税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyoo.or.jp>  
税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL <https://www.zaikyoo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会

## ●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

本田哲也 編

▼A5判・750頁・定価3960円(税込)

## 令和8年版 土地評価の実務

土地評価の実務を多数の質疑応答事例を用いてわかりやすく解説。税理士法人タクトコンサルティング 編著  
▼A5判・300頁・定価2530円(税込)

## 三訂版 ポイント整理 不動産組替の税務Q&A

不動産の取得相続贈与保有譲渡から土地の相続税法上の評価までの税務を解説。渡邊正則 著  
▼A5判・520頁・定価3520円(税込)

## 六訂版 不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務への応用

不動産及び非上場株式の相続税法上の時価について裁判判決をベースに詳解。松本好正 著  
▼B5判・780頁・定価4950円(税込)

## 令和8年版 非上場株式の評価の仕方と記載例

非上場株式に係る評価の仕方から評価細書並びに別表の書き方までを詳解。齊藤忠雄・宮原弘之 共著  
▼A5判・560頁・定価3300円(税込)

## 四訂版 五十音順 取得費・譲渡費用の実務解説

難解な取得費・譲渡費用における主な項目を五十音順に整理して詳細に解説。新井宏・大井賀津子・大竹泰彦・神田福男・熊崎美彩・三浦賢一 共著  
▼B5判・830頁・定価4730円(税込)

## 令和8年版 譲渡所得の実務と申告

土地建物等の譲渡所得を中心に申告の仕方等について解説し、申告書記載例を多数収録。山本和義・水品志麻 共著  
▼A5判・250頁・定価2530円(税込)

## 2訂版 相続対策に役立つ!! 生命保険の基礎知識と活用法

「相続対策に活かす生命保険」に限定して具体的な活用方法とその効果について解説。間瀬まゆ子 著  
▼A5判・220頁・定価2860円(税込)

## 税理士が知っておきたい 実務で直面する相続トラブル事例と予防策

相続において税理士が直面するトラブルになりやすい具体的な事例を厳選して解説。松本好正 著  
▼A5判・340頁・定価3080円(税込)

## 出国時だけでは済まない! 贈与相続にも課される国外転出時課税の実践ポイント

国外転出時課税制度について、課税から取消しまでの流れを体系的に解説。田所寛幹・柳川秀和 共著  
▼B5判・1290頁・定価5170円(税込)

## 令和7年版 相続税・贈与税の実務と申告

設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利必須書。◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆  
TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001  
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!  
<https://www.zaikyoo.or.jp>

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

# ベビーシッター代等への税制措置 検討始まる

## 関係府省庁連絡会議が会合

令和8年度与党税制改正大綱の「第一令和8年度税制改正の基本的考え方」では、子育て環境の整備・暮らしの安定に向けてベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置の創設に向けて検討を行い、必要な場合には措置を講じることが盛り込まれた。ベビーシッターや家事支援サービスの利用代金の一部を税額控除する仕組みの創設は、高市早苗首相が昨年秋の自民党総裁選に出馬した際に掲げた政策に入っていた。同大綱の内容を受けて、今年年明けに家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に課する関係府省庁連絡会議が設置され、具体的な検討が始まった。

## 研修終了者のサービスを対象へ

4～5月頃に  
取りまとめ

## 9年度税制改正要望に

昨年12月24日に開催された政府の日本成長戦略会議に提出された資料によると、ベビーシッターや家事支援サービスは認知されているものの、それらの利用は限定的となっており、その理由としては、離職の防止が課題と価格の高さや心理的抵抗感が挙げられている。他方、8年度与党大綱では、人手不足が進む中で、育児・子ども促進に取り組みことが考えられると指摘。その上で、政府の関係府省庁が一体となって、この課題への対応としてベビーシッター等の利用促進を図ることが必要とされている。

関係府省庁連絡会議は1月14日に初回会合が開催され、その際の議論の予定では、4～5月をめどに取りまとめに向けた議論を行うとされている。また、同会合にこの家賃が提出された資料では、ベビーシッターの利用促進等、負担軽減に向けた進め方のイメージが示された。この中では、9年度税制改正要望等に本事項に関する要望を盛り込み、9年度以降、保育士、看護師の資格保有者および都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者による安全で質の高いサービスの利用に對して税制措置等を講ずることを目指すとの考えが明らかにされている。

また、家事支援サービスについては、関係業界と連携して同サービスの国家資格化を検討し、質の高いサービスの利用に対する税制措置を含む支援策を講ずることを目指している。



### 八面鏡

今年は大変スポーツイベントが集中している。2月にミラノ・コルティナ冬季五輪、3月にワールド・ベースボール・クラシックが開催され、6月にはサッカーW杯と世界的な大会が相次ぐ。日本代表の活躍に観戦の期待も高まる。★税制では、例年この時期にはない注目が集まっている。超党派の社会保障国民会議が開催されており、食料品の時限的な消費税率ゼロや給付付き税額控除の導入について議論が行われている。また、税制改正法案の年度内成立が否か、給付付き税額控除の導入については年度内成立を前提としている側面もある。熟議すべき場面や速やかな結論を求められる場面があるかと思うが、年度末の国会の動きから目が離せなくなっている。(丁)

## 申告書に記載なく適用は認められない

### 納税者敗訴の判決

### 債務免除益の総収入金額不算入

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

納税者が所有していたマンションを譲渡した際に、譲渡と同時に納税者が負っていた同マンションの用地購入と建築のために借り入れた元本を弁済するとともに、同借入れに係る遅延損害金債務の債務免除を受けた。その後、納税者は同債務免除に係る債務免除益を所得に計上せず、本件譲渡に係る譲渡所得(賢治裁判長)は18日、

# ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

**贈答品**

「香典返し」「内祝い」等に

**プレゼント**

「就職祝い」「退職祝い」等に

**景品**

「ゴルフ大会の景品」等に



ビール2本券 ¥960(非課税)



清酒特撰券 ¥2,880(非課税)



缶ビール2缶券 ¥575(非課税)



清酒上撰券 ¥2,470(非課税)

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。  
【※有効期限:2031年3月31日】

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。

登録番号関東財務局長 第00090号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号  
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

# 医療費のお知らせ一斉送付終了の動き広がる

## 協会けんぽは 保険者の対応の確認を申請で送付へ

全国健康保険協会(協会けんぽ)や健康保険組合では、マイナポータルとの普及等を背景に、医療費のお知らせの一斉送付を終了する動きが広がっている。協会けんぽでは、毎年送付していた医療費のお知らせについて、令和8年1月の送付を最後に終了するとしており、医療費情報の確認についてはマイナポータルの利用を求めている。医療費のお知らせを希望する者に対しては、申請により送付する予定としている。今後の確定申告では、自身の被用者保険の保険者が医療費のお知らせを送付するか否かの確認等が必要となりそうだ。

ここでは、マイナポータル連携により医療費通知情報を利用したe-Taxの確定申告の概要や医療費のお知らせと医療費通知情報の違いなどを確認する。

この場合には、当該医療費通知情報に含まれる医療費について領収書の保存は不要となる。

医療費通知情報の原本はデータ(XML形式)であるため、マイナポータルのWEB画面やPDFを印刷またはダウンロードしたものは原本には該当せず、医療費控除の参考添付書類とすることはできないが、この場合、該当する医療費の領収

# 厚労省が「国保逃れ」の是正に向け通知

## 社保に加入できる法人役員要件明確化

厚生労働省は18日、個人事業主等が一般社団法人などの役員に就任することで国民健康保険・国民年金(国保等)から健康保険・厚生年金保険(社保)に切り替え、保険料の支払いを軽減する、いわゆる「国保逃れ」の是正に向けた通知を出した。通知では、社保に加入できる法人の役員要件を明確化した。業務内容や報酬などを踏まえた実態で判断するとされており、個人事業主等が法人の役員として

この通知は、個人事業主等が本業、保険料が全額自己負担となる国保等の適用を受けるべき者であるが、形式的に法人の役員となることで、通常よりも低い保険料で社保の適用を受けている可能性がある。

また、役員としての業務の実態が、①知識向上のためのアンケートへの回答や勉強会への参加等、その業務の実態が単なる自己研鑽に過ぎないもの、②単なる活動報告や情報共有等、役員としての具体的な指揮監督や権限の行使に当たらず、それ自体が直接的に法

人の経営に参画しているとは認められないもの、③当該法人の事業の紹介等についての単なる協力やお願いにとどまるとおり、労務を提供する義務を負っていないとは認められないもの、に該当する場合も、被保険者資格を有しないとした。

具体的には、個人事業主等が法人に対して、役員としての報酬を上回る額の会費等を支払っている場合などは、被保険者資格を有しないとした。

また、役員としての業務の実態が、①知識向上のためのアンケートへの回答や勉強会への参加等、その業務の実態が単なる自己研鑽に過ぎないもの、②単なる活動報告や情報共有等、役員としての具体的な指揮監督や権限の行使に当たらず、それ自体が直接的に法

# 納税証明書の受付時間を見直し

5月から 東京局管内の全税務署

東京国税局は、5月1日から同局管内の全税務署において、税務署窓口における納税証明書の受付時間を9時から15時まで(現在は8時30分から17時まで)に見直す。

国税庁は現在、税務手続きのデジタル化を推進しており、納税証明書の税務署窓口での取得に代わる手段として、e-Taxによる納税証明書のオンライン申請及びインターネットバンキング等による手数料の納付に繋げていきたい考えだ。これにより、納税者は来署することなく電子納税証明書(PDF)を受け取ることができる。

e-Taxで交付請求した納税証明書を税務署の窓口で受け取る場合の受付時間も、5月1日から9時から15時までとなる。なお、税務署から納税証明書の作成完了の連絡はない。執務時間開始(8時30分)から請求順に納税証明書の作成を行うことから、件数が多いときなどは発行まで時間が掛かるケースがあり、余裕を持って交付申請を行った方がよさそうだ。

# 中道、立憲、公明の3党が参加

## 国民会議の実務者会議に

社会保障国民会議はこの日から中道改革連合、立憲民主党、公明党

25日、3回目の給付付与税額控除等に関する実務者会議(議長川小野寺五典自民党税制調査会長)を開催した。

# 公表裁決に

## 7事例を追加

国税不服審判所は3月25日、令和7年7月分から9月分までの裁決事例7件を追加し、同所ホームページで公表した。

7件の内訳は、国税通則法関係が3件、所得税法関係が2件、消費税法関係が2件となっている。

の3党が新たに会議に参加し、実務者会議に参加する政党はこれら3党に加えて、自民党、日本維新の会、国民民主党、チームみらいの与野党7党になった。

また、24日には社会保障国民会議の有識者会議(座長川清家篤日本赤十字社社長)も初開催され、今後の進め方などを確認した。

**MY WILL**  
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

**TOYOSHIMA**  
豊島株式会社  
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

**最高の新戦力。**

どんどん三洋号が、面白くなる。

**SANYO**

本社：名古屋市中千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

**かるガル**  
ファクタリング

セイノーグループだからできる  
輸送コースもご用意!

**カンガルー便**  
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

**2%~9%**

**西濃運輸**  
SEINO



# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

84

高市早苗内閣の税制改正の二大看板は、所得税における「給付付き税額控除」と消費税における「食料品ゼロ税率」である。これらの制度導入については、すでに開始された国民会議において検討が行われており、早ければ令和9年度税制改正に盛り込まれる可能性がある。そこで、まず、給付付き税額控除の問題点について論じてみる。

同制度は、限界税率の高い高所得者に対してより手厚くなる所得控除から税額控除に移行し、さらに、控除される税額が納付すべき税額を上回る者あるいは税を納付していない低所得者に対して現金を給付する仕組みである。要するに、納税と給付(社会保障)が一体となったもので、理論的には理想的であるとも言える。

そして、このような制度は、アメリカ、イギリス、カナダ、韓国等で採用されており、我が国でも、政府・与党の社会保障改革本部で決定された社会保障と税の一体改革案(平成24年1月6日)でその導入が提言され、平成20年度政府税制調査会答申では、次のように述べていた。

「課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な観点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保障負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような観点から議論を行っていることには意義がある。」

このように、給付付き税額控除制度については、すでに、主要各国が採用しており、我が国においても、政府税制調査会等においてもその導入が提言されているから、特に、問題はないようにも考えられる。

## 盗人に追い銭

しかしながら、最大の問題は、現行制度よりも税負担が過重になる「高所得者」と給付によって恩恵を受ける「低所得者」がどのように決定され、その決定が正確であるか否かである。そして、その年の所得が少なくなっても(又は零であっても)、多額な財産を有している者をどのように取り扱うかという問題もある。

我が国の所得税については、申告納税方式が採用されているから、各納税者(国民)の所得は、一次的には、その納税者の申告によって決定される。そして、その申告税額が法律の規定に従っていない場合その他税務署長の調査したところと異なる場合には、税務署長の処分によって決定される(国税通則法16①)。

このような申告納税制度における問題は、納税者が正しい所得を申告しているか、そして、税務署長が適切に調査して申告漏れを正しく把握しているかである。そうでないとし、正直に申告をしていない者が「低所得者」となって恩恵を受け、正直に申告をしている者が高所得者になって制裁を受けることになりかねない(特に、近年の当局の調査能力の低下も懸念される点である)。

また、巷間では、業種ごとの所得の把握水準について、「九・六・四(クロヨン)」「十・五・三(トウゴウサン)」と言われている。この点につき、筆者が、税務講習所(現在の税務大学校)で初めて所得税法の講義を受けたとき、担当教官が、「事業者の申告水準は概ね5割であり、それを8割に引き上げるのが我々の仕事である。10割に引き上げたら、税務署に「薄旗が立つ」と言われたが、そのことをその後の実務等を通じて実感している。

そして、このような所得捕捉の困難性は、外国人の大量の流入等によっていっそう深刻化している(現に、国民保険料でさえ外国人の4割は未納であると言われている)。もっとも、他方では、現在では、個人番号やAI等によって、国民の所得の補足は完全にできるという論者もいる。しかし、国民にとって最大のプライバシーである所得や財産が全てガラス張りになるのが、幸か不幸かという問題もある。いずれにしても、給付付き税額控除については、「盗人に追い銭」になることが最も懸念される。

### 所得税 基本講座

## 必要経費を考える

■税理士 日高 大開

24

### 必要経費と勘定科目(5)

⑭給料賃金 正規雇用の店員、工員、事務員などのほか、短期就労者であるパートやアルバイトに対して支払う給料(給与)、賃金、退職金は、必要経費に算入します。ただし、同一生計の親族に対して支払った給料は、たとえその親族が業務に従事していたのだとしても、必要経費に算入することはできません(所法56)。青色申告者が、事前に同一生計の親族に支給する給与の金額等を記載した「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出している場合は、その届け出た金額の範囲内で実際に支払った金額を必要経費に算入します(所法57①②)。

⑮外注工賃 業務の一部の仕事を外部の業者に発注して加工・製造等させた場合に支払う外注加工賃や業務委託費は、必要経費に算入します。ただし、建設業など、目的物を引き渡すような工事で生じた外注工賃は製造原価(第20回の「①売上原価」を参照)に含めて計算します。

⑯利子割引料 金融機関等に対して支払う借入金の利子や受取手形の割引料などで業務の遂行上直接必要なものは、必要経費に算入します。これには、割賦販売により取得した資産で、その購入代金と利息が区分されている場合の支払利息も含まれます。なお、青色決算書と収支内訳書の不動産所得用では、「利

子割引料」ではなく「借入金利子」(支払利息のみを集計)と記載されているので科目の振分けの際は注意してください。

⑰地代家賃 店舗、事業所、倉庫、駐車場、資材置場などの業務の用に供する建物や土地を賃借している場合に支払う賃借料や地代は、必要経費に算入します。賃借物件が店舗兼住宅の場合は、総床面積に占める店舗面積の割合を地代家賃(家事関連費)に乗じて必要経費の金額を算出します。なお、同一生計上の親族が所有する建物等を賃借し、賃借料をその親族へ支払ったとしても必要経費に算入することはできません。ただし、使用貸借の場合は、その親族が負担した固定資産税等を必要経費に算入します(所法56、所基通56-1)。

⑱貸倒金 売掛金や貸付金など業務の遂行上生じた債権について、一定の事由が生じた場合には、その債権の額(ケースによっては備忘価額1円を残して)を必要経費に算入します(所法51②、所基通51-10~51-17)。なお、取引先が破産宣告を受けたとしても、その時点では貸倒れとなる金額がまだ確定しているとはいえませんから、破産手続の終結の時までは必要経費に算入することはできません(裁決平20.6.26)。

⑲雑費 いずれの科目にも当たらない諸経費で、業務の遂行上直接必要なものは、雑費として必要経費に算入します。上記①ないし⑱の各科目に当たらない場合は、適切な勘定科目を追加するなどし、雑費にまとめて計上することのないよう注意してください。(おわり)


訂正 3月23日号の本欄の右側12行目に「30万円」とありますが、「20万円」の誤りです。お詫びして訂正します。

## 同一生計親族への給与の支払いは必要経費不算入 青色事業専従者給与の届出で算入可能に

# 社会に貢献する 優良企業

## 躍進する井原グループ 総合建設業

 **井原工業株式会社**  
代表取締役 井原 伸

 **三星道路株式会社**  
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川  
4-2-18  
電話 (0896) 24-4435(代)

## カミ商事グループ

### カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明  
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号  
電話 (0896) 代表二三一五四〇〇

### 愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛  
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地  
電話 (0896) 二四一三三三〇

### 日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正  
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号  
電話 (0896) 代表二四一三五〇

# 裁決事例集

280

## 裁決のポイント

請求人に交付されていた支払調書記載額に誤りがあり、更正処分の総収入金額に過大計上があったとして処分を一部取り消した事例。

文筆業を営む審査請求人が、事業所得の金額の計算上必要経費に算入した支出の一部について、原処分庁が請求人の業務に関連し、かつ、その遂行上必要なものと認められず、必要経費に算入されないうとして所得税等の更正処分等を行った。これに対し、請求人が必要経費に算入される、事業所得の総収入金額の一部に請求人に支払われていないものがあるとして主張して処分の取消しを求めた。これに対し、国税不服審判所は、必要経費の算入について原処分庁の認定した額を超える部分の額を算入することはできないとしたものの、総収入金額は過大計上があったとして処分を一部取り消した(令和7年6月10日付、非公開裁決)。

## 基礎事実等

請求人は記者として文筆業を営む個人事業主。同業務に係る報酬を得ており、令和元年、2年、3年(本件各年分)の所得税等について、いずれも法定申告期限までに各確定申告書を提出していた。なお、各申告書の報酬の金額と源泉徴収税額として記載された金額は2年分を除き、各申告書に添付された本件報酬に係る本件各年分の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の「支払金額」欄および「源泉徴収税額」欄に記載された金額(あわせて本件各支払調書記載額という)と一致している(2年分の当該支払調書に記載された金額、税額は申告書への記載誤りがある)。

編集部編

# 審判所の調査で報酬等の支払調書記載額に誤りが判明、同記載額に基づく処分を一部取消し

原処分庁は5年8月29日、請求人に対する調査を開始した。その後、6年7月18日付で請求人の事業所得に係る必要経費のうち、地代家賃、水道光熱費および通信費については家事関連費に該当するところ、業務の遂行上必要であった部分が明らかにされていないことを理由に、それぞれ請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができないなどとして本件各年分の所得税等の更正処分等を行った(地代家賃、水道光熱費、通信費などをあわせて本件経費という)。なお、本件各処分の実績を証する総収入金額のうち本件報酬に係るものは、本件各支払調書記載額と同額であった。争点は、本件各年分の事業所得の金額の計算上、①総収入金額に算入すべき本件報酬の金額はいくらか、また、②必要経費に算入すべき金額はいくらか。

## 請求人の主張

①について  
本件報酬として封筒に入った現金を手渡しで受け取っており、その金額は平均すると月1〜2万円程度であったから、本件各支払調書記載額が支払われていたわけではない。実際に受け取った金額についてのみ課税が行われるべきである。

②について  
過去に申告相談をした際、担当者から自身の収入規模であれば、領収証等の保存は不要である旨の指導を受けたため、今まで保存しなかった。本件申告経費について具体的に証明することはできないが、一般常識的に考えて、必要経費がゼロというのはおかしいし、支出したことは具体的な理由があるから、必要経費として認められるべきである。

## 審判所の判断

①について  
当審判所の調査の結果、請求人に交付された本件各支払調書に記載された本件各支払調書記載額は誤りであることが判明した。このことは、請求人の主張とおおむね一致しているところ、支払調書を作成した側が作成誤りという不適切な事務処理を自認するものであることも考慮すると、その回答は信用することができ、そうすると、本件更正処分には事業所得に係る総収入金額に過大計上がある。

②について  
請求人は本件調査の際、事業所得に係る必要経費につき、帳簿は作成しておらず、領収証等の保存もない旨、本件申告経費は前年の確定申告書の控えを見ながら、売上げに対してこれくらいかなという感じで記載した適当な数字である旨申述し、その支出の事実がわかる帳簿および領収証等を一切提出しなかった。また、請求人は当審判所に本件経費等について、帳簿は作成しておらず、領収証等の保存もない旨、支出の事実を証する書類を提出することはできない旨答述し、その支出の事実のわかる帳簿および領収証等を一切提出しなかった。

もっとも、請求人名義の普通預金口座からは本件各年分において毎月、通信費や自宅の家賃と思われる支出がされており、請求人が本件事業を廃業した3年11月以降も、毎月、同一の支出先に対してほぼ同額の支出がされていた。

請求人が主張する本件経費のうち、通信費および自宅の家賃の支出があったことはうかがわれるものの、請求人が本件事業を廃業した3年11月以降も、ほぼ同額の支出が行われていることからすると、これらのすべてが本件事業に係る業務の遂行のための費用で、家事に関わる費用が含まれていなかったとは考えられない。その上で、これらの利用実態は必ずしも明らかではなく、本件事業に係る業務の遂行上必要である部分を明確に区分することができない以上、本件事業に係る業務の遂行のための費用が含まれていたとしても、これを必要経費に算入することはできない。このことは水道光熱費についても同様である。

以上のことから、請求人の事業所得の金額の計算上、原処分庁の認定した額を超える部分の額を必要経費に算入することはできない。

# 注目の二冊

経営者・経理担当者が知っておきたい  
税務・実務のポイント

中村 慈美 監修 / BGU税法倶楽部 著  
本書は、中小企業経営に必要な税務・実務の重要ポイントを体系的にまとめた実務書。

税制優遇、費用区分、資産・資本取引、消費税、事業承継まで幅広く扱い、経営判断に役立つ知識を得られる。  
具体的には、中小企業の経営現場で迷いやすい税務論点をテーマ別・事例別に整理して解説。

中小企業税制や賃上げ税制などの優遇制度、交際費・福利厚生費・給与・外注費といった費用区分の判断基準、貸倒れや欠損金、評価損の扱いなど、実際の処理で誤りやすいテーマを幅広くカバー。  
最新の制度にも対応した、経営者が判断に活用しやすいような構成。

「中小企業税制・税額控除制度」「費用区分の判断と取扱いの相違点」「保険料等」「債権者及び債務者の取扱い」「資産の取得・譲渡」「資本等取引」「従業員・役員との給与等」「非居住者関連」「記帳及び申告実務・税務調査」「消費税関連」「所得税関連」「事業承継」の各章で構成。

A5判、272ページ。定価2750円(税込込み)。  
申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



## 給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に



## A 愛知ヨーグ株式会社

- 本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-77-3141
- 名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911
- 小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-71-4911
- 四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911
- 三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911
- 福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151
- 熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 ☎096-283-3441
- 鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9 ☎099-229-4911
- 北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565
- 関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 天翔 神田駅前ビル 6F 607 ☎03-3526-3141
- 岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911
- 京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911
- 長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

# MARUTA

新しい物流サービスを創造していく  
service creation

## 丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

### マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地  
TEL. 052-611-1151

〒467-0856  
愛知県名古屋瑞穂区新開町2番20号  
TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL http://maruta.co.jp



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンバインド製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

## 株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一  
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101  
http://www.maruei-gas.co.jp/

# 源泉所得税の不思議

■税理士 永田 金司 ⑫

現物給与が所得税法は非課税の範囲内であっても社会保険料算定の標準報酬等の基礎に含まれることの不思議

最終回は、現物給与に係る所得税法と社会保険料の取扱いの違いです。社会保険料としてはその根拠・考えがあり当然と考える人もいますが、もっぱら源泉徴収義務者の視点での不思議と理解願います。

現物給与についての所得税法上の規定

次に、食事の現物給与の取扱いの規定の違いをみていきますと社会保険の標準報酬月額算定では、次の計算式が示されています。

【算式】  
厚生労働大臣が定める額－本人負担額＝報酬

ただし、本人負担額が厚生労働大臣が定める標準価格の3分の2以上であれば、報酬として算入しないこととなります。

厚生労働大臣が定める額は、地域別にかつ1人1か月当たりの食事の額、1日当たりの額、朝食のみ、昼食のみ、夕食のみと詳細に区分されています。

次に、通勤手当の現物給与の取扱いの規定の違いをみますと、所得税法は非課税通勤手当は所得に含まれないが、社会保険で通勤手当も標準報酬に含まれます。そのため、社会保険の扶養判定は、通勤手当も含めて収入金額

## なぜ、現物給与取扱いが所得税法と社会保険で統一できない？

では、非課税規定、免税規定があり、受給者の所得を構成しない場面が多々あります。

一方、社会保険でも金銭以外の現物給与は標準報酬月額に含まれることとされていますが、その算定は所得税法上の経済的利益の計算方法と異なります。

源泉徴収義務者にとっては、現物給与の課税金額の計算および標準報酬額の計算が二重構造となっており、なぜ統一できないのかと疑問、不思議です。

規定の違いを、社宅について具体的に記述しますと表のようになります。

を計算することとなります。

以上のように、所得税法上の給与収入の計算と社会保険料の標準報酬の計算とでは違いが多々あります。

源泉徴収義務者の給与計算担当者としては、事務が煩雑となることと、報酬の概念の違いが理解できないとまどいもあり、なぜに現物給与規定の取扱いが所得税法と社会保険とで統一されていないのかが不思議です。

ひるがえって、8年度税制改正で178万円引上げに見直される年収の壁の中で、社会保険料の壁の議論が同時に進まないのかが不思議です。(おわり)

区分	項目	所得税	社会保険	労働保険
社宅に係る現物給与の計算(主要部分のみ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸料相当額が給与として課税</li> <li>所得税法上規定の賃貸料相当額の50%以上を徴収していれば、賃貸料相当額と徴収した賃貸料差額についての現物給与課税なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準報酬月額－現物給与価額－従業員負担額</li> <li>1か月当たりの現物給与価額(円)＝1畳当たりの価額(円)×居住用の室の畳数 (注)1畳当たりの価額が都道府県によって異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社宅の現物給与の価格(告示額)の1/3以下を従業員が自己負担していた場合には、その1/3との差額分を賃金とみなして標準報酬月額に算入する</li> </ul>

## 令和8年度 税制改正大綱を読む

■編集部編

12

### 消費課税

【少額免税制度の見直しと物品販売に係るプラットフォーム課税の導入】

少額輸入貨物に対する免税制度による競争上の不均衡や国外事業者による無申告といった課題が顕在化しているとして、少額免税制度において、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品につい

て、諸外国と同様、販売者に納税義務を課す。

また、プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。プラットフォーム課税の対象となる物品販売の合計額が50億円超のプラッ

## 少額免税制度を見直し 輸入貨物の課税価格決定の特例は廃止

トフォーム事業者を対象とする。これらの改正は、令和10年4月1日から適用する。【輸入貨物の課税価格決定の特例の廃止】個人使用貨物に限り課税価格を海外小売価格の6割にする輸入貨物の課税価格決定の特例により、国外事業者と国内事業者の競争上の不均衡が顕在化しており、海外旅行の一般化、インターネットの普及や物流網の拡大による土産品を店頭で置いた立法趣旨の消失・変容に加え、本特例の不正利用事例もみられるとし

て、本特例を廃止する。【国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し】国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあるとの指摘があること等を踏まえ、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から、消費税の課税対象となるよう見直す。

令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用しない。自民党税制調査会の資料によると、国内に所在する不動産や不動産に係る権利に類するものについては、そのサービスを受ける者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象に見直すとしており、不動産に係る権利に類するものとして、鉱業権、租鉱権、採石権等、試掘権、樹木採取権、公共施設等運営権、漁港水面施設運営権、漁業権、入漁権が示されている。(おわり)

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度の国税庁ホームページのアクセス数になります。

答え=  億  0  万件

ナンプレの予想難易度：8

3	8		4			
		2	6	9		8
6			C			A
		3	4	5	9	7
4	2		7	9	6	1
7		6	3	1	4	
		B				8
	3		2	4	6	
				1		5
						4

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 4月5日(日)

前回の答え 、、、 件



## いちい信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号  
TEL (0586) 75-6201  
https://www.shinkin.co.jp/ichii/



夢中で未来を変えにいく。上坂会計グループ

## 税務の申告と相談は

### 税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州  
税理士 倉田 一寿  
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地  
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176  
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312  
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245  
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100  
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

# スマホ申告の体験イベントを開催

## 世田谷3署

東京・北沢税務署(堀込進署長)、世田谷税務署(八重樫司署長)、玉川税務署(飯田浩二署長)はこのほど、世田谷区3署共催のマイナポータル連携によるスマホ申告の普及促進を目的としたイベントを開催した。

当日は、広報大使を務めている世田谷区が本拠地の女子サッカークラブ「スフィーダ世田谷FC」から石川愛紗選手、石浦和歌選手、北川心子選手がマイナポータル連携を利用したスマホ申告を体験した。体験後、北川選手は「私たちは勤務する会社の仕事と、サッカー選手としての活動を両立しているの、移動時間に申告できるスマホ申告はとても便利だと思った。広報大使としてスマホ申告の便利さをPRしていきたい」と話していた。



## 枚方署

大阪・枚方税務署(中川友和署長)はこのほど、スマホ申告・キャッシュレス納付の推進のため、OSK日本歌劇団トップスターの翼和希氏を一日税務署長として迎え、スマホ申告の模擬体験を行ったII写真。

同氏は「非常に簡単であったという間に終わった」と感想を話した。

## 日立署・いわき署

茨城・日立税務署(野々上恵一署長)と福島・いわき税務署(田中聡署長)はこのほど、



いわきヤクルト販売株式会社センターで、今回で6回目となるスマホ申告のPRイベントを開催したII写真。

自宅等からのマイナポータルを利用したe-Tax申告を推進するため、スマホ申告推進ステッカーを贈呈し、営業車両へ貼付、広報効果を高める取組みとなった。

ヤクルトの菊池美和子営業本部長からは、「地域の隅々まで、e-Taxの利便性をお伝えできるように、しっかりと推進し、一丸となって頑張っています」との言葉があった。

## 社会保険等のセミナー開催

### 札幌五法人会

札幌五法人会はこのほど、札幌市の北海道経済センターにおいて、(株)フューチャータクティクス代表の園部喜美春氏を講師に迎え「社会保険・労働保険の実務のポイント」と題して合同セミナーを開催したII写真。

このセミナーは、受講者からの評判がよく、長期継続セミナーとして実施しているもので、手続きが複雑な社会保険・年金・労働保険の業務について、改訂事項から始まり、基本的事項・具体的な様式への記載方法などの解説があった。

終了後は、予定時間をオーバーして質問を受け、講師の丁寧な対応に受講者から「上司から言われた通りの作業のみしていたが、それに何の意味があるのか深く学べた」などの声が上がっていた。



## 税の作文受賞者 一日税務署長に

### 大宮署

埼玉・大宮税務署はこのほど、武蔵野銀行本店ビルで中学生の税の作文で埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞を受賞したさいたま市立大宮南中学校2年の蔵菜小夏さんとさいたま市立第二東中学校2年の塚越仁美さんの一日税務署長就任イベントを開催したII写真。



この中で2人は大宮税務署納税貯蓄組合連合会の菅野協子会長と、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた付の活用拡大に向けた協力に武蔵野銀行の滝沢潔常務に依頼。

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

滝沢常務は「キャッシュレス納付の推進が、納税者の利便性向上に寄与するということに深く賛同している。行政・民間・金融機関など、地域全体が連携した普及促進に引き続き協力していく」と語った。

「ふれあい雪まつり」で税の啓発活動を行う札幌南法人会(公益社団法人札幌南法人会北広島支部(富田辰夫支部長)はこの

# イータ君の学校給食用牛乳パック作成

## トモエ乳業と古河署 1都2県で1日21万個を提供



トモエ乳業株式会社(中田俊之社長)と茨城・古河税務署(藤田研二署長)はこのほど、学校給食向けの牛乳パックのデザインに国税庁e-Taxキャラクターのイータ君を使用しII写真、所得税等の確定申告期間に合わせ、お披露目式を開催した。期間中の2週間は、茨城県、埼玉県、東京都に1日約21万個が学校給食で提供された。

同庁のe-Taxキャラクターが飲料のパッケージに使用されるのは全国で初めて。全4ポーズのパッケージが製作されている。

中田社長は、「多く子どもたちが『税』に関心を持つきっかけとなることと、ストローなしで飲めるSchool・POP(スクール・ポップ)の牛乳パックになっているのでSDGsの観点からも知ってもらえたら」と話した。

また、藤田署長は、「牛乳パックで『税』の広報ができれば、大きな租税教育になるのではないかと考え、トモエ乳業さんを紹介していただいた。古河から全国の先駆けとなるイータ君デザインの牛乳パックを広く発信し、『税』への興味を持つきっかけとなり、それが家族や友人との話題になれば」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

同日は、小澤研也福岡国税局長や服部誠太郎福岡県知事のほか、各団体の代表者ら23人が参加した。

宣言式では、服部知事が「キャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデザイン化の促進及び社会的コスト削減を目指す」と宣言書を読み上げた。

小澤局長は「宣言書を契機としてキャッシュレス納付が広く浸透し、県内の地域経済が活性化されることを期待する」と話した。

## 企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

## 従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

一般社団法人 東京法人会連合会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-0771

https://www.tohoren.or.jp



TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL03-3357-1641

https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

